

消費生活相談だより

高齢者の消費者被害にご注意!!

毎年9月は「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン月間」です。高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の手口は年々巧妙になっており、全国で多くの相談が寄せられています。

今回は、高齢者に多い相談事例をご紹介します。

▼相談事例

・海産物事業者から「以前購入していた方に案内しています」と電話があった。しかし、その事業者から購入した覚えはない。「冷凍庫がいつぱいなので結構です」と断ったが、「売れないと倒産してしまう」と強引に勧誘され、何度も断ったにもかかわらず、「来月届けます」と一方的に電話を切られた。事業者名や連絡先は分からないが、もし届いたらどうしたらよいか。

・実家に突然訪問してきた事業者から「今後固定電話が使えなくなる。光回線にした方がいい」と言われ、父が光回線の契約を了承した。父は契約内容を理解しておらず、アナログ回線のままを希望している。光回線を解約したい。

・有料老人ホームに入居している祖母が発熱し、救急搬送された。診察したところ、両足の骨折が見つかった。病院からは、ひと月以上前から骨折していたはずと言われた。施設に問題はないか。

▼アドバイス

・少しでも不安があった場合には、すぐに消費生活相談窓口にご相談しましょう。

・一人で判断せず、家族や身近な人にも相談しましょう。

〈参考 国民生活センター・消費者庁〉

▼問い合わせ

①まち未来創造課 消費生活相談窓口

毎週月・水曜日

午前10時～正午、午後1時～5時

リモート相談もぜひご利用ください!

毎週火・木曜日(要予約)

☎68・2211(内線246)

②茨城県消費生活センター

平日と日曜日(日曜日は電話のみ)

午前9時～午後5時(日曜日は4時まで)

☎029・225・6445

③国民生活センター(消費者ホットライン)

土・日曜日、祝日

午前9時～午後4時

☎188(いやや!)

※近隣の他の市町村へのご相談はご遠慮ください。



成年後見制度

▼成年後見制度とは?

認知症や障がいなどの理由により自分で判断することが難しくなった方に対して、後見人が本人に代わって財産の管理や生活上で行われる契約行為を行う制度で、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

・法定後見制度

判断能力が十分でない方が対象で、本人の判断能力によって①後見人②保佐人③補助人の3つに分けられます。

①後見人

判断することが常に困難である本人のために、原則として全ての法律行為を「成年後見人」が行います。

②保佐人

判断能力が著しく不十分な本人のために、重要な法律行為の同意・取消のほか、申立てにより家庭裁判所が定める特定の法律行為を「保佐人」が行います。

③補助人

判断能力が不十分な本人のために、家庭裁判所が定める特定の法律行為を「補助人」が行います。

・任意後見制度

本人の判断能力が十分であるうちに、将来の判断能力の低下に備えて、あらかじめ後見人(任意後見受任者)となる方や、その方に委任する内容を任意後見契約で定めておくもので

す。将来、本人の判断能力が十分でなくなったときは、任意後見受任者が任意後見人となり、本人の権利を守ります。

▼成年後見人の決定方法

後見人の申立ては、本人や配偶者、4親等内の親族、検察官が行います。身寄りのない人に対しては町長が申立てを行うこともあります。成年後見人は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて家庭裁判所が選任します。場合によっては、親族以外にも、福祉や法律の専門家が選ばれることがあります。

※役場福祉課の窓口では、成年後見制度の概要、費用、申立ての流れ、後見人の選定など、各種相談に応じます。ご不明点がありましたら、お問い合わせください。

役場福祉課 高齢介護係
☎68・2211(内線132)

